【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二百七条の三　認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第七十三条又は第百五十三条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二　第百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

三　第百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

四　第百一条の二十第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百二条の三十一第一項又は第百五条の十六第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。

六　第百五条の五第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役に選定しなかつたとき。

七　第百五条の十八の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百七条の三　認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第七十三条又は第百五十三条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二　第百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

三　第百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

四　第百一条の二十第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百二条の三十一第一項又は第百五条の十六第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。

六　第百五条の五第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役に選定しなかつたとき。

七　第百五条の十八の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

（改正前）

第二百七条の三　証券取引所又は証券取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

（一　新設）

一　第百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

二　第百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

三　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四　第百五十三条の規定による処分に違反したとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百七条の三　証券取引所又は証券取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

二　第百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

（三　削除）

三　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四　第百五十三条の規定による処分に違反したとき。

（改正前）

第二百七条の三　証券取引所又は証券取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項の規定に違反して株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十三条の規定による処分に違反したとき。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百七条の三　証券取引所又は証券取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項の規定に違反して株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十三条の規定による処分に違反したとき。

（改正前）

第二百七条の三　証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項の規定に違反して株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十五条の二の規定による処分に違反したとき。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】

（改正後）

第二百七条の三　証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項の規定に違反して株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十五条の二の規定による処分に違反したとき。

（改正前）

第二百七条の三　証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項の規定に違反して株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十五条の二の規定による処分に違反したとき。

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第二百七条の三　証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項　の規定に違反して株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十五条の二の規定による処分に違反したとき。

（改正前）

第二百七条の三　証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項又は第二百二十二条ノ四の規定に違反して株式申込証を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十五条の二の規定による処分に違反したとき。

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二百七条の三　証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一　第百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第二項又は第二百二十二条ノ四の規定に違反して株式申込証を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

三　第百一条の九第二項において準用する商法第百七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

四　第百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五　第百五十五条の二の規定による処分に違反したとき。

（改正前）

（新設）